

阿南工業高等専門学校における建設工事に係る建設コンサルタント選定委員会要項
(平成10年8月24日)
(要 項 第 3 号)

(設置)

第1 阿南工業高等専門学校に、阿南工業高等専門学校における建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によって、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適な者を特定するために調査審議を実施するため、建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 技術提案書の提出を求める者の選定
- (2) 技術提案書を特定するための評価基準
- (3) 技術提案書の特定

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 総務課長補佐（財務担当）
- (3) 財務係長
- (4) 施設係長
- (5) 校長の指名する者

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(報告)

第5 委員長は、調査審議の結果を契約担当役に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6 委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、総務課施設係において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。